

の報道もありました。いま、福岡地区において事前の説明・通知を行ったかどうかの釈明を求めています。

また、私も知らなかったことが一審で明らかになりました。グーグル日本法人が、自分たちは撮影行為はしたが、その後はアメリカ法人に画像を提供しただけであって、その後の公表行為はアメリカ法人の行為であると主張したのです。

そして、さきの東京都の審議会での日本法人の説明で、日本法人がストーリービューについてどのように考えてどのようにしようとしても、結局、ア

メリカ法人が方針を決めたりプライバシーポリシーを書き換えようと思わないう限りは全然改善されないという構造であることもはつきりしました。そういうことをふまえて、ではアメリカ法人からどのように指示されて撮影しているのか、画像提供後、どのように公表することになっているか、さらに釈明を求めています。

(事務局の註) (\*1) 公共空間を通行する市民や車、住宅、庭などを無断で撮影し、その画像を本人の同意なくイン

### 最近の表現規制の動向について

田島泰彦さん (上智大学教授)

第19回監視社会研究会 (通算第37回研究会) 2011年11月21日

民主党政権は今通常国会に秘密保全法制の法案を提出しようとしています。これを含めた最近の表現規制の動向について、田島泰彦・上智大学教授

に第19回監視社会研究会で報告していただきました。事務局でこの報告をまとめたので以下掲載します。

ターネット上で全世界に公開するもの。日本では08年8月に、東京・大阪をはじめとした12都市・地域で開始。

(\*2) 高知県、東京都町田市、札幌市、大阪府茨木市など、1県37市町村の議会と、四国市議会議長会、高知県市議会議長会 (09年6月まで)。

(\*3) 09年2月に開催された第39回東京都情報公開・個人情報保護審議会でのグーグル日本法人の発言。

(\*4) 総務省は09年8月に、ストーリービューにプライバシーや肖像権を侵害する違法性はないとする「提言」を発表した。

#### 1 民主党政権の表現規制の動向 乱暴な規制からマイルドな規制へ

自公政権の表現規制と、政権交代を経た民主党政権の表現規制は、連続・共通する側面と異なった側面があります。

自公政権のもとでの表現規制はかなり乱暴に展開されていました。典型的には個人情報保護法の制定が象徴的なやり方でした。それに廃案になった人

権擁護法案、青少年の有害環境からの保護のためとした規制法案、裁判員制度のもとでの表現規制などがそうです。これらにおいては、市民の権利や自由を保護するためメディアに対して必要な規制をするというスタイルがとられていました。さらにそれと重なって、かなりダイレクトに軍事とか国家の安全を理由にして表現規制が進められました。有事法制のもとでのメディア規制が典型的です。さらに、防衛秘密法制という新しい枠組みが提起され、また憲法改正も視野に入れ憲法上の表現の自由そのものを改変する案さえ提起されました。

ところが民主党政権になると、たとえば自公が提示した人権擁護法案とは異なり、人権侵害救済機関の創設が提示され、メディアによる人権侵害の問題についてはダイレクトに法的な規制の対象にはしないで自主規制で対処するという対案が示されました。児童ポルノ法の改正についても、自公が導入しようとしている単純所持罪の導入や漫画のような創作物への規制には反対

するなど、若干表現規制の色合いを薄めるような形で提案が示されました。民主党政権にはある種マイルドな形の規制の側面が一方であるのは確かです。

#### 規制の残存、維持

しかし民主党政権は、表現規制の手がかりになりうる児童ポルノ法改正案の提案自体を取り下げてはいません。裁判員制度についても、取材規制措置の改正は全然手つかずですし、裁判員制度そのものの抜本的な見直しも提示していません。民主党は野党の時は個人情報保護法に反対でしたが、政権に就いた後、この問題を根本的にやり直しました。もうとも全然言っていない。有事法制のもとでの指定公共機関としてのメディアの位置づけをやめるとも全く言っていない。民主党政権のもとで、自公政権が進めてきた表現規制が残存、維持されているという側面を他方で確認できるのです。

#### 新たな方向性

民主党政権による表現規制の新しい顕著な状況も確認できます。一つは、

規制のターゲットという点では青少年保護を理由として規制の強化を図る。

これは児童ポルノ法改正問題でも示されています。さらにコンピュータとかネットの世界に対する特有な規制を強めるという方向性です。震災のさなかに提案されてあつというまに成立したコンピュータ監視法がその象徴です。

もう一つは、民主党政権のもとで、強硬な自公の圧力や官僚からの規制促進も与って、政権与党たる民主党そのものが規制に傾き、むしろ新たな表現規制や強力な規制の受け皿が広がりかつ容易になったという側面もあります。自公政権のもとでは、コンピュータ監視法案を含んだ共謀罪法案は、民主党の反対もあって、廃案になりました。しかし、民主党政権のもとで、法務省の強い要請を受けて、共謀罪関連部分を除外して新たな法案に組み直したコンピュータ監視法案が提案されその成立がスムーズに展開していった。

## 2 児童ポルノ法改正案

現行の児童ポルノ法にはどうみても

ポルノと言えないような非常に幅広い規定、いわゆる三号ポルノ規定がありますが、野党の時の民主党はこの規定は削除すると主張していました。ところが、11年夏に、民主党の児童ポルノ法検討ワーキングチームが、三号ポルノ規定は削除しないで一部分言を追加して修正するという軌道修正をしてみました。従来の民主党の提案からはるかに後退した中身で、むしろ新たな表現規制に道を開く方向が強まった提案です。

### 3 コンピュータ監視法

コンピュータ監視法で注意しなければならぬ一つに通信履歴の保全要請の導入があります。従来は、通信傍受法（盗聴法）の規定によって電話の通信にたいする規制措置がとられてきた。それを超えて、コンピュータの世界でもメールを含めて、通信履歴の保全要請制度という新しい枠組みをつくった。これは憲法の通信の秘密に真つ向から反するものです。

さらに、コンピュータ監視法がサイ

バー犯罪条約を国内法化するという趣旨で制定に至ったという一面を持っていることに、注意しなければなりません。今回は通信履歴の保全要請制度が導入されましたが、サイバー犯罪条約自体は、遙かにひろい枠組みが用意されていて、通信内容も傍受できる規定が入っています。しかも、過去の通信の内容だけでなく、リアルタイムのコンピュータを通じた通信の中身、これについても傍受ができるという規定が明確にある。このサイバー犯罪条約の規定を踏まえると、リアルタイムの通信履歴や通信内容の盗聴も可能にするというのが最終的に法務省がやるうとしていく方向かと思えます。これはかなり強大な規制の枠組みとして機能することになります。

### 4 秘密保全法制

民主党政権は、12年1月招集の通常国会に、秘密保全法制の法案を提出しようとしています。尖閣諸島沖で中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突の問題が起こり、その映像がネットを通し

て流出する事案がありました。こんなことが起こるのであれば秘密保全の仕組みを強化しなくてはいけないということで、政府は「秘密保全に関する検討委員会」とそのもとに「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」（座長・縣公一郎早大教授）を立ち上げ、新たな秘密保護のための提案を検討させた。その有識者会議が11年8月に、「秘密保全のための法制の在り方について」という報告書を出して、秘密保護のための新しい体制をつくりあげてことを提案しました。

01年の9・11直後に、自衛隊法の改正によって防衛秘密法制ができてしまいました。80年代の半ばに提案された「国家秘密法案」（スパイ防止法案）のミニチュア版みたいな法律です。防衛庁長官（当時）が国の安全を中心にした「防衛秘密」という新しい枠組みを指定して、「防衛秘密」の漏洩について従来の自衛隊法よりも5倍ほど強力な重罰をかける。しかも、単に自衛官だけでなく、一般の国家公務員やさらに民間産業に従事する事業者

についても、「防衛秘密」を漏洩する行為に対しては処罰の対象にするという、とんでもない法律があつというまにできてしまった。その防衛秘密法制も取り込んだ一つの法律を新たにたくろうというのが有識者会議の提案です。

その新しい法律の中身は、①国の安全②外交③公共の安全と秩序の維持の3つの分野の情報を新たに「特別秘密」と位置づけ、その漏洩行為等に対して懲役5年ないし10年の重罰を科す。それだけでなく、「特別秘密」にかかわる違法不正な取得行為、さらには漏洩に対する教唆や扇動行為も犯罪として、ジャーナリストや市民をも処罰対象に加えるというものです。

この提案はどういう問題があるか。まず第一に、提案の出発点自体が非常に疑問があります。政府は映像流出を理由にして秘密保全法制を導入しようとしています。しかし、流出された映像情報自体が秘密として保護に値するものなのか。政府は国会議員にはこの映像を見る機会を与えましたが、国民には公開しない態度を一貫してとりま

した。しかし、この映像は国民が知つてしかるべき公共的な情報以外のなものでもありません。これを秘密として保護しそのために新しい規制の枠組みをつくるという出発点自体が非常に正当性を欠く議論です。

第二に、現在の秘密保護法制は極めて不十分だという前提でこの報告書の議論が進められています。この前提自体が疑わしい。現行の秘密保護のシステムは、軍事秘密だけでも、自衛隊の守秘義務の規定があり、米軍から供与された装備品等の秘密、さらには米軍の機密など、法令だけで二重、三重の秘密保護法制が用意されてきました。しかも、9・11以後できた防衛秘密法制が加わり、さらには、07年の段階でG S O M I A (ジーソミア)と呼ばれるアメリカと日本の政府が取り交わした協定が実はあつて、軍事情報の包括的な保護協定が日米間で既に結ばれてきた。秘密保護の枠組みは非常に強化されて、知る権利や情報の公開をないがしろにする過程が進行しつつある。

しかも軍事的な国の安全に関する情

報だけでなく、外交や、さらには公共の安全と秩序の維持を理由にした情報まで、要するに治安・公安関係の情報まで規制の枠を拡げて、罰則の強化を進めていく。こういうことになれば、知る権利と情報公開の形骸化が一層進むのは明らかです。

第三に、民主党は一応情報公開の拡充を掲げて政権に就き、現在情報公開法改正案を国会に上程しています。その改正案は、知る権利を明記し、非公開の部分もある程度限定しており、ある種まともな提案です。民主党政権は建前上は情報公開を掲げて進んでいるのがみられるわけです。ところがその裏面で秘密保全法制の強化を進めている。これは明らかに情報公開の理念とは逆行する動きであり、法案の提起には説得的な理由は見出しがたい。

今回の提案は本質的なところで非常に疑わしい根拠のもとに進められている気がします。しかし民主党政権は、有識者会議の報告書をほぼそのまま受け入れて、通常国会に法案を提出しようとしているのがいまの状況です。